



2021年9月30日

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 山東 理二
(コード番号 6366 東証第二部)
問合せ先 総務部長 渡邊 眞剛
(TEL 045-225-7734)

当社及び当社海外子会社に対する申立て提起に対する結果に関するお知らせ

2021年2月9日付「当社及び当社海外子会社に対する申立ての提起に対する結果に関するお知らせ」にてお知らせした国際商業会議所 (ICC) 仲裁の仲裁判断の一部取消の申立てに関する判決に関し、当社及び当社海外子会社は、当該判決を不服として控訴していましたが (以下「本件控訴」)、本件控訴に対する判決が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所及び判決日

シンガポール上訴裁判所 (Court of Appeal)

2021年9月22日

2. 申立人の概要

当社及び当社海外子会社である千代田サラワク・センドリアン・ベルハッダ社 (以下「CSSB 社」) が共同で受注したプラント建設プロジェクトにおける契約相手方。

3. 本件申立の経緯

2019年3月20日付お知らせにて開示した仲裁判断に関し、申立人は、2019年8月29日付にて、当社及びCSSB社への損害賠償金の算定に係る仲裁手続に不備があったとして、同仲裁判断の一部取消、及び取消に伴う申立人の受領する損害賠償金の増額を求める申立てをシンガポール高等法廷 (The High Court of the Republic of Singapore) に提起し、2021年1月29日に判決が下りました。2021年2月9日付お知らせにて判決内容について開示した通り、同裁判所は仲裁判断の一部取消を認めたものの、損害賠償金の増額については認めませんでした。

当社及びCSSB社は、当該判決を不服とし、仲裁判断の一部取消及び仲裁判断において仲裁廷が行った算定を裁判所が独自に一部変更することは夫々認められないとして、2021年3月1日付でシンガポール上訴裁判所に控訴していたものです。

4. 判決の内容

控訴は棄却されました。(なお、この判決は当日口頭で結論のみ通知され、理由を記載した判決書は後日作成・送付されることとなっています。)

本事案では二審制であることから、これによりシンガポール高等法廷の第一審判決が確定したことになります。

5. 当社子会社であるCSSB社の概要

(1) 名 称 : 千代田サラワク・センドリアン・ベルハッダ

(2) 所在地 : Suite E-13-10, Block E, Plaza Mont Kiara, 2 Jalan Mont Kiara, Mont Kiara, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia

- (3) 代表者：宇田 耕太郎
- (4) 資本金：MYR 118,000,000（邦貨換算約31億1,992万円相当、1MYR=26.44円換算）
- (5) 事業内容：各種産業用設備等の設計・建設

6. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議の上決定いたします。当社の連結業績見通しに与える影響については現在精査中ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上